

平成二十二年八月十日受領
答 弁 第 四 号

内閣衆質一七五第四号

平成二十二年八月十日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出首相官邸を訪れた北方領土元居住者三世らに対する菅直人内閣総理大臣の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出首相官邸を訪れた北方領土元居住者三世らに対する菅直人内閣総理大臣の対応に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「訪問事業」は、独立行政法人北方領土問題対策協会が実施している「北方少年交流事業」の参加者である北方地域元居住者の三世等による内閣総理大臣表敬を指すものと考えられるが、これについては、平成元年には石原信雄内閣官房副長官が、平成二年には坂本三十次内閣官房長官が、平成十九年には塩崎恭久内閣官房長官が、それぞれ応対している。

二について

御指摘の「訪問団」が訪問することは、事前に承知していた。

三及び四について

お尋ねについては、御指摘の時に菅内閣総理大臣が内閣総理大臣官邸内にいたことは事実であるが、内閣総理大臣官邸内での公務の分担として、仙谷内閣官房長官が応対したものである。

五について

政府としては、北方四島の帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条約を締結するという基本的方針の下、北方四島の返還を実現していく考えである。このような立場に基づき、強い意思をもってロシア連邦政府との間で交渉を行うとともに、これを支える国民世論の啓発、交流等事業の推進、北方地域元居住者に対する援護等に取り組んでいるところであり、御指摘は当たらないものと考えている。